

群馬県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する条例

平成 21 年 2 月 13 日

条例第 1 号

改正 平成 30 年 2 月 13 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第 5 項の規定に基づき、臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する事項を定めるものとする。

(平30条例 4 ・一部改正)

(臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与)

第 2 条 臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する事項は、広域連合長が別に定める。

(平30条例 4 ・一部改正)

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年 2 月13日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。